

平成 2 5 年度産業廃棄物排出事業者適正処理研修会開催要項

1 . 開催趣旨等

廃棄物処理法では、排出事業者が産業廃棄物の処理責任があることが明確に定められています。近年、全国的に産業廃棄物の不適正処理が問題となっており、規制強化のため、廃棄物処理法が毎年のように改正され、その中で排出事業者の処理責任が明確化・強化されてきました。

廃棄物の不法投棄や不適正処理の根絶のためには、監視体制の強化とともに、排出事業者の方々に処理責任を自覚していただき、適正な処理対応をご理解していただくことが重要です。

このことから、排出事業者の方々に廃棄物処理法の制度概要等についてご説明し、産業廃棄物の適正処理に係る知識や理解を深めていただくため、当研修会を開催いたします。

2 . 主催

長崎県（環境部廃棄物対策課）

3 . 受講対象者

本年度は、建設系・製造系、医療系産業廃棄物の排出事業者である関係者の方を対象とします。

4 . 開催日時・会場

（ 1 ）建設系・製造系産業廃棄物排出事業者対象

日 時：平成 2 6 年 1 月 2 1 日（火） 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

会 場：長崎県市町村会館 6 F 大会議室（定員 1 8 0 名）

（長崎市栄町 4 - 9 TEL 0 9 5 — 8 2 7 - 5 5 1 1 ）

（ 2 ）建設系・製造系産業廃棄物排出事業者対象

日 時：平成 2 6 年 1 月 2 2 日（水） 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

会 場：佐々町文化会館 中ホール（定員 1 5 0 名）

（佐々町本田原 1 4 6 TEL 0 9 5 6 - 6 2 - 6 2 9 4 ）

（ 3 ）医療系産業廃棄物排出事業者対象

日 時：平成 2 6 年 1 月 2 3 日（木） 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

会 場：佐々町文化会館 中ホール（定員 1 5 0 名）

（佐々町本田原 1 4 6 TEL 0 9 5 6 - 6 2 - 6 2 9 4 ）

長崎県市町村会館には駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

5. 講義内容及び講師

(1) 建設系・製造系産業廃棄物排出事業者対象

「産業廃棄物政策と実務知識」

「排出事業者責任と違反事例」

講 師 一般財団法人 日本環境衛生センター東日本支局

研修広報部 次長 村岡 良介

「優良産廃処理事業者認定制度について」(長崎県環境部廃棄物対策課)

(2) 医療系産業廃棄物排出事業者対象

「感染性廃棄物の処理と管理」

講 師 一般財団法人 日本環境衛生センター東日本支局 講師

浜松医科大学名誉教授 松島 肇

「優良産廃処理事業者認定制度について」(長崎県環境部廃棄物対策課)

6. 参加申し込み及び申込先等

参加は無料です。

参加申し込みは、別紙の「研修会参加申込書」に必要事項を記入し、1月10日(金)までに、FAX、メール又は郵送により長崎県環境部廃棄物対策課あて、お申し込みください。

なお、会場の都合により定員に達した場合は、参加をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

(問い合わせ先)

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県環境部廃棄物対策課 計画推進班(担当:田川)

TEL 095-895-2373(ダイヤルイン)

095-824-1111(代表)内線2371~2373

FAX 095-824-4781

E-mail k.tagawa24@pref.nagasaki.lg.jp

(別紙)

長崎県環境部廃棄物対策課 あて

(F A X 0 9 5 - 8 2 4 - 4 7 8 1)

平成 2 5 年度産業廃棄物排出事業者適正処理研修会参加申込書

平成 年 月 日

参 加 日	☐ 1 / 21 (火) 建設系・製造系産業廃棄物排出事業者対象 ☐ 1 / 22 (水) 建設系・製造系産業廃棄物排出事業者対象 ☐ 1 / 23 (木) 医療系産業廃棄物排出事業者対象 (☐ にチェックをしてください)	
参加者名		
事業所名		
所在地		
電話番号		

(問い合わせ先)

〒 8 5 0 - 8 5 7 0 長崎市江戸町 2 - 1 3

長崎県環境部廃棄物対策課 計画推進班 (担当 : 田川)

T E L 0 9 5 - 8 9 5 - 2 3 7 3 (ダイヤルイン)

0 9 5 - 8 2 4 - 1 1 1 1 (代表) 内線 2 3 7 1 ~ 2 3 7 3

F A X 0 9 5 - 8 2 4 - 4 7 8 1

E-mail k.tagawa24@pref.nagasaki.lg.jp